

老朽建築物除却助成制度

令和6年度（2024年度）分の受付は、
令和7年1月31日（金）で終了します。

※すでに申請を受付済の場合は、建物の除却と解体工事代金の支払い完了後、令和7年2月28日（金）までに完了届等を提出してください。

※予算に限りがあるため、期限前でも受付を終了する場合があります。

昭和46年～昭和56年5月までに着工の建物について

木造住宅耐震診断（無料）の申請締め切りは、令和6年12月27日(金)です。
木造耐震診断の申請から診断士の決定まで2～3週間、診断から診断結果が出るまでに更に1か月程度かかります。診断日によっては、令和5年度中に老朽建築物除却助成を受けられない場合がございますので、令和5年度中の老朽建築物除却助成を希望される場合は、上記の期限に限らず、余裕をもってお早めに木造耐震診断をお申し込みください。